

神奈川県警察施設占有者等行政処分取扱規程

平成19年12月7日

神奈川県警察本部訓令第24号

神奈川県警察施設占有者等行政処分取扱規程を次のように定める。

神奈川県警察施設占有者等行政処分取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程(昭和52年神奈川県公安委員会訓令第2号)、神奈川県公安委員会行政処分取扱規程(昭和54年神奈川県公安委員会訓令第1号。以下「取扱規程」という。)等に基づき、神奈川県警察における施設占有者及び特例施設占有者の行政処分の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(処分の種別)

第2条 この訓令において行政処分(以下「処分」という。)とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 取扱規程第2条第1号の2に掲げる処分
- (2) 施設占有者に対する報告又は資料の提出の要求
- (3) 特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求
- (4) 施設占有者又は特例施設占有者に対する必要な指示

(上申事由)

第3条 前条第1号に掲げる処分の上申は、取扱規程第3条第1号の2に定めるところによる。

2 前条第2号及び第3号に掲げる処分の上申は、施設占有者又は特例施設占有者が遺失物法(平成18年法律第73号)第25条第1項又は第2項に該当し、かつ、処分を必要と認める場合に行うものとする。

3 前条第4号に掲げる処分の上申は、施設占有者又は特例施設占有者が遺失物法第26条第1項又は第2項に該当し、かつ、処分を必要と認める場合に行うものとする。

(上申者)

第4条 第2条第1号に掲げる処分の上申は、取扱規程第4条第1項第1号の2に定めるところによる。

2 第2条第2号から第4号までに掲げる処分の上申は、当該施設の所在地を管轄する警察署長(以下「管轄署長」という。)が行うものとする。

(上申手続)

第5条 第3条に規定する処分の上申事由に該当する事案を取り扱った管轄署長は、行政処分上申書(第1号様式)に不利益処分の原因となる事実を立証するために必要と認められる資料等を添付し、総務部会計課長(以下「会計課長」という。)を経由して総務部長に上申するものとする。

(上申事案の審査)

第6条 会計課長は、前条の上申を収受した場合は、当該上申の内容を審査するとともに、

所要の補充調査を上申者に依頼するなどにより聴聞又は処分の決定に必要な資料を作成するものとする。

(処分の執行)

第7条 第2条第2号及び第3号に掲げる処分の執行は、総務部長が特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年神奈川県公安委員会規則第11号。次項において「公安委員会規則」という。）第6条に規定する報告等要求書を名あて人に交付して行うものとする。

2 第2条第4号に掲げる処分の執行は、総務部長が公安委員会規則第7条に規定する指示書を名あて人に交付して行うものとする。

(聴聞等の通知)

第8条 会計課長は、聴聞を行うに当たっては、郵送により、又は不利益処分の名あて人となるべき者の管轄署長を通じて、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。次項において「聴聞規則」という。）第8条に規定する聴聞通知書を聴聞を受ける者に交付して通知するものとする。この場合において、聴聞の通知については、聴聞の期日の7日前までに、これを行うものとする。

2 会計課長は、弁明の機会の付与を行うに当たっては、郵送により、又は不利益処分の名あて人となるべき者の管轄署長を通じて、聴聞規則第20条に規定する弁明通知書を不利益処分の名あて人となるべき者に交付して通知するものとする。この場合において、弁明通知書の通知については、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の7日前までに、これを行うものとする。

(弁明録取者の指名)

第9条 取扱規程第7条第1項に規定する警察本部長が指名する弁明を録取する者は、会計課長が所属の職員の中から指名するものとする。

(備付け簿冊)

第10条 会計課長は、上申行政処分索引簿（第2号様式）を備え付け、所要の事項を記載し、処分の事務の経緯を明らかにするものとする。

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

第1号様式(第5条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

発第 号

年 月 日

総務部長 殿

警察署長 印

行政処分上申書

次の行政処分に係る事案につき調査をした結果、行政処分をする必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

記

- 1 名あて人となるべき者
- 2 行政処分をする必要があると認めた理由
- 3 行政処分に係る意見等

